

イオンタウン塩釜の届出概要について (法第6条第2項 変更)

- 1 届出者 イオンタウン株式会社
- 2 届出日 平成31年2月8日
- 3 店舗の名称 イオンタウン塩釜
- 4 店舗設置者 イオンタウン株式会社 代表取締役 大門 淳
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
- 5 店舗所在地 塩竈市海岸通295 外
- 6 変更しようとする事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
(変更前) 367台
(変更後) 300台
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 駐車場①及び② 午前9時から翌午前9時まで
駐車場③(隔地駐車場) 午前6時から午後9時30分まで
(変更後) 駐車場①及び② 午前9時から翌午前9時まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(変更前) 4か所
(変更後) 2か所
- 7 変更する年月日 令和元年10月9日
- 8 事務手続き等
 - ・公告年月日:平成31年2月20日
 - ・縦覧期間:公告の日から令和元年6月20日まで(公告の日から4か月)
 - ・地元説明会:掲示による説明
 - ・市町村等からの意見書提出期限:令和元年6月20日(公告の日から4か月以内)
 - ・県の意見の通知期限:令和元年10月8日(届出から8か月以内)

■変更に関するもの以外の事項

- 1 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
8,637㎡
- 2 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐輪場の収容台数 247台
 - (2) 荷さばき施設の面積 271.33㎡
 - (3) 廃棄物保管施設の位置及び容量 68.33㎡
- 3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 開店時刻及び閉店時刻 午前9時から翌午前9時まで
 - (2) 荷さばき可能時間帯 午前9時から翌午前9時まで

住民説明会の実施状況

※掲示により届出内容の説明を行ったため説明会は実施していない。

塩竈市の意見について

意見内容	設定者の回答内容
なし	なし

地元住民の意見について

意見内容	設定者の回答内容
なし	なし

大規模小売店舗立地法に基づく県の意見

届出者	イオンタウン株式会社	
届出年月日	平成31年2月8日	
店舗名称	イオンタウン塩釜	
所在地	宮城県塩竈市海岸通295 外	
市町村の意見	あり	なし
地域住民等の意見	あり	なし
県 の 意 見 案		
交通関係	あり	なし
騒音関係	あり	なし
廃棄物関係	あり	なし
その他	—	
意見案	県の意見はなし	
附帯意見案	なし	